

監 査 報 告 書

公立大学法人首都大学東京
理事長 島田 晴雄 殿

令和元年6月24日
公立大学法人首都大学東京

監事 山田 洋一

監事 市 古 夏 生

私たち監事は、地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）第35条の規定に基づき、公立大学法人首都大学東京の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書（会計に関する部分に限る。）並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を実施した。

なお、附属明細書及び事業報告書について、監査の対象とした会計に関する部分は、附属明細書及び事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

1 監査方法の概要

各監事は、経営審議会に出席して、法人としての重要な意思決定並びに役員の職務の執行状況を聴取するとともに重要な決裁書類等を閲覧し、また、必要に応じて関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考える監査手続を実施した。

また、会計監査人から報告及び説明を受けるとともに質疑応答を行うなどして、財務諸表等並びに附属明細書につき検討を行った。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人(EY 新日本有限責任監査法人)の監査方法及び結果は相当と認める。
- (2) 貸借対照表及び損益計算書は、地方独立行政法人会計基準に従い財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益の処分に関する書類（案）は、地方独立行政法人会計基準に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、地方独立行政法人会計基準の規定に照らし指摘すべき事項はない。
- (5) キャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書は、記載すべき事項は正しく示しているものと認める。
- (6) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、指摘すべき事項はない。

以上